

平成 29 年第 9 回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成 29 年 7 月 26 日（水）午後 1 時 30 分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 応接室
- 3 出席者 長谷川教育長、長沼委員、坂爪委員、渡辺委員、小林委員
- 4 説明のための出席者

栗山教育部長、遠藤教育総務課長、栗林子育て支援課長、
高橋小中一貫教育推進課長、吉川教育センター長、
渋谷教育総務課課長補佐、大谷教育総務課庶務係長

- 5 傍聴人 3 人

6 議 題

- (1) 教育長職務代理委員の指名について
- (2) 議席の決定について
- (3) 会議録の承認

平成 29 年第 8 回教育委員会定例会会議録

- (4) その他

ア 三条市議会 6 月定例会の概要について

イ 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

ウ 次回教育委員会定例会の日程について

- (5) 議事（非公開）

議第 1 号 平成 30 年度使用教科用図書の採択について

7 審議の経過及び結果

（遠藤教育総務課長）

皆様お集まりですので、これから始めさせていただきたいと思いますが、開会に先立ちまして、長谷川教育長及び長沼委員の任命について御説明申し上げます。

まず、長谷川教育長の任命についてでございますが、先の定例市議会におきまして、市議会の同意をいただき、本日付けで教育長として任命されたところでございます。

既に御案内のとおり、平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」におきまして、教育長につきましては、旧制度から新制度への教育の継続性・安定性を確保する観点から、同法の施行日において在任中の教育長は、その教育委員としての任期が満了するまで、旧制度の教育長として在職するものとされておりましたが、今回の任期満了に伴いまして、旧法の経過措置の適用

は終了し、新制度での教育長として任命されたところでございます。

また、長沼委員におかれましても、先の定例市議会において同意をいただき、本日付
けで改めて教育委員として任命されたところでございます。

本日から新制度での教育委員会の運営が始まることとなるわけでございますが、それ
に伴いまして、委員長、委員長職務代理者の職がなくなり、教育長が会議を主宰するこ
とになります。

長沼委員におかれましては委員長として、坂爪委員におかれましては委員長職務代理
委員として、これまで教育委員会の会議運営等に多大な御尽力をいただきありがとうございます
ございました。

それでは、本日任命されました長谷川教育長、長沼委員から、それぞれ御挨拶をいた
だきたいと思えます。

(長谷川教育長)

それでは、改めまして御挨拶を申し上げさせていただきます。

先ほど、國定市長から教育長として辞令を頂戴したところでございます。

教育総務課長から説明がございましたが、一昨年(2019)の4月に地方教育行政の組織及び運
営に関する法律が改正をされまして、教育委員会制度の大きな改革がなされたところで
ございます。教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責
任の明確化、それから、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携の強化という新制度
の趣旨を十分に踏まえながら、これからの教育行政の対応をしっかりと進めてまいりた
いと考えております。

また、教育委員会の運営に当たりましては、多様な経験や見識をお持ちの教育委員の
皆様の御意見を取りまとめまして、教育に反映させることが私の重要な任務と考えてご
ざいます。そのことに尽力してまいりたいと考えてございます。

教育委員の皆様方の御支援と御協力を心からお願いを申し上げまして挨拶とさせて
いただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(長沼委員)

これまで皆様のお力をお借りして、子どもたちのためにいろんなことを見させていた
だいたり、考えさせていただきました。また、もう少し教育委員をさせていただくので
あれば、やはり皆様の力をお借りして、子どもたちのために、子どもたちがつくる三条
の未来のためにがんばりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(遠藤教育総務課長)

それでは、以降の議事進行につきましては、長谷川教育長からお願いいたします。

(長谷川教育長)

ただ今から、平成 29 年第 9 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の定例会は全委員が出席しておりますので、会議が成立することを御報告申し上げます。

(1) 教育長職務代理委員の指名について

(長谷川教育長)

それでは始めに、「教育長職務代理委員の指名について」でございます。

先ほどの事務局の説明にもございましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、同法第 13 条第 2 項によりまして、新制度においては、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う旨が規定されておりますので、私の方から教育長職務代理委員の指名をさせていただきたいと思っております。

教育長職務代理委員として、長沼委員を指名いたします。長沼委員、いかがでございますでしょうか。

(長沼委員)

ただ今、御指名をいただきましたので、お受けしたいと思います。

ただ、教育長職務代理委員は、教育長に何かあったときは、事務局のトップとして実際に事務全般を見なくてはなりません。

しかしながら、非常勤である私が事務局の事務を指揮監督することは、現実的に難しいと思っております。

これまでは、教育長に事故があるときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員として、教育部長がその職務を代理するとされておりました。私が教育長職務代理委員として行う職務のうち、具体的な事務の執行の部分については、従前と同様に教育部長に委任したいと思います。

(長谷川教育長)

今、長沼委員からの御発言がございましたが、具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 4 項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいをさせていただきたいと思っております。

それでは、長沼委員から一言、職務代理委員としての御挨拶をお願いいたします。

(長沼委員)

今までと同様、引き続き皆様のお力をお借りいたしましてつつがなく、そして、一生懸命に職務を果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

(2) 議席の決定について

(長谷川教育長)

次に、議席の決定についてお諮りをさせていただきたいと思います。このことについては、三条市教育委員会会議規則第3条で、教育長を除く委員の議席は抽選により定めることとなっておりますが、事務局の方で何か原案はありますでしょうか。

(遠藤教育総務課長)

それでは、今までの慣例に倣いまして、教育長を除くということで、1番委員に教育長職務代理委員でございます長沼委員、2番委員として坂爪委員、3番委員として渡辺委員、4番委員に小林委員とされてはいかがかと思えます。

(長谷川教育長)

ただ今、事務局から提案のあったとおり決定してよろしいでしょうか。

——異議なしの声——

それでは、議席につきましては、ただ今、御着席をいただいております議席とさせていただきます。

(3) 会議録の承認について

長谷川教育長から平成29年第8回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(4) その他

ア 三条市議会6月定例会の概要について

栗山教育部長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

イ 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

吉川教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

ウ 次回教育委員会定例会の日程について

遠藤教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定する。

〔日時〕平成29年8月25日（金）午後1時30分

〔会場〕三条市役所栄庁舎 応接室

(5) 議事

議第1号 平成30年度使用教科用図書の採択について

(長谷川教育長)

次に、議第1号「平成30年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

この議題につきましては、「三条・加茂・見附・南蒲地区教科用図書採択協議会」におきまして、8月4日以降、公表するという申し合わせがございますので、三条市教育委員会会議

規則第 33 条の規定によりまして非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

——異議なしの声——

(長谷川教育長)

御異議がございませんので、会議を非公開とすることに決定をさせていただきました。

恐れ入りますが、関係者以外は退室をお願い申し上げます。

[以下非公開]

8 閉会宣言 午後 1 時 50 分

三条市教育委員会会議規則第 38 条及び第 39 条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 長谷川 正二